

# 4月7日(日)は広島県議会議員選挙

# 4月21日(日)は尾道市議会議員・市長選挙の投票日です

**投票時間 7:00～20:00**

百島支所・菅野公民館・江国公会堂・今津野公民館・綾目公民館・大和公民館の投票所は7:00～19:00まで、  
因島細島ハウスの投票所は7:00～17:00まで。



すきです尾道  
明るい選挙

市民の代表を選ぶために、よく考えて、みんなそろって投票しましょう。

選挙管理委員会事務局 (☎0848-38-9258)

## ▶投票できる人

現在の選挙人名簿に登録されている人に加えて、次の人が該当します。

### ○県議選

平成13年(2001年)4月8日までに生まれ、昨年12月28日までに尾道市に転入届をし、引き続き尾道市へ住所を有する人

※昨年12月7日以降、広島県内の他の市町へ転出し、転出先の市町の選挙人名簿に登録されていない人は、尾道市で投票ができます。この場合、県内市町の長が発行する「引き続き住所を有する旨の証明書」か住民票の写しの提示か、引き続き住所を有することの確認ができる必要があります。

### ○市議・市長選

平成13年(2001年)4月22日までに生まれ、今年1月13日までに尾道市に転入届をし、引き続き尾道市へ住所を有する人

## ▶投票所の変更

旧	新
(旧)木頃幼稚園	→ 美木原放課後児童クラブ
向東中学校屋内運動場	→ サンボル尾道
田熊公民館	→ 田熊公民館(因島総合福祉保健センター)
因島保健センター	→ 竹長区民会館
名荷公民館	→ 名荷公民館青年会館※県議選のみ。

## 投票所入場券を忘れずに!

入場券は世帯ごとに1枚のはがきにまとめ、世帯主に送付します(県議選、市議・市長選それぞれ別に発送)。各人ごとに切り離してお持ちください。

## ▶身体に障害のある人

### ○点字投票

目の不自由な人は点字で投票することができます。

### ○代理投票

病気やけがなどで字を書くことができない人は、代筆による代理投票ができます。

### ○郵便等による不在者投票

身体に重度の障害があり、「郵便等投票証明書」をお持ちの人は、自宅で郵便等による不在者投票ができます。※証明書は事前申請が必要、有効期間あり。また、郵便等による不在者投票では、事前に届け出た人が代理で記入できる「代理記載制度」もあります。※郵便等による投票は投票日の4日前までに請求が必要ですので、早めに選挙管理委員会にお問い合わせください。

## ▶期日前投票

投票日に予定があつて投票できない人は、期日前投票ができます。投票所と投票期間は次のとおりです。※投票には宣誓書の記入が必要です。(市ホームページからダウンロード可)

期日前投票所	県議選	市議・市長選
・選挙管理委員会事務局(市役所3階北側) ・芸予文化情報センター ・御調支所 ・市民センターむかいしま ・瀬戸田支所	3/30(土)～4/6(土) 8:30～20:00	4/15(月)～20(土) 8:30～20:00
百島支所	4/1(月)・2(火) 9:00～17:00	4/15(月)・16(火) 9:00～17:00
浦崎公民館	4/3(水)・4(木) 8:30～20:00	4/17(水)・18(木) 8:30～20:00
尾道市立大学	4/2(火) 10:00～17:00	4/16(火) 10:00～17:00

## ▶不在者投票

指定の病院や施設に入院・入所しているときは、その場所で投票ができます。詳しくは、病院等にお問い合わせください。長期間の出張・旅行の場合も、滞在地の選挙管理委員会で投票することができますが、手続きに日数がかかるため、早めにご相談ください。※投票期間は期日前投票と同じです。

## ▶選挙公報

中国・朝日・読売・山陽・毎日・産経・日本経済の各新聞に折り込みます。(折込予定日は県議選4月3日(水)、市議・市長選4月17日(水))  
郵送での受け取りを希望する人は、ご連絡ください(すでに申し込んでいる人は不要)。市役所本庁1階、各支所、JA各支店、各漁協、各公民館でも受け取れます。

## ▶県議選投票速報

選挙速報用ホームページに投票速報を掲載します。  
<http://www.senkan-onomichi.jp/>

投票中間速報 9:00過ぎから2時間おきに  
投票結果 結果確定後  
開票中間速報 22:10過ぎから30分おきに  
開票結果 結果確定後

※市議・市長選の投票速報については、広報おのみち4月号でお知らせします。

## 引っ越しなどで暮らしが変わったら各種届け出を



3月と4月は引っ越しをする人が多くなる季節です。住民異動や保険の手続きを忘れずにしましょう。※代理人の場合は委任状が必要な場合あり。

## 住民異動手続き 場 市民課、各支所

こんなとき	必要なもの	問い合わせ先
他の市町村から転入したとき(転入届)	転出証明書(前に住んでいた市町村で発行) 本人確認書類 マイナンバーカードか通知カード 国民年金手帳(国民年金1号の人) 国民健康保険証 後期高齢者医療保険証 } お持ちの人	市民課 (☎0848-38-9102)
他の市町村へ転出するとき(転出届)	本人確認書類 マイナンバーカードか通知カード(転居) 国民健康保険証 後期高齢者医療保険証 } お持ちの人	
市内で住所が変わったとき(転居届)	介護保険証 } お持ちの人	
世帯主や構成が変わったとき	本人確認書類 国民健康保険証 後期高齢者医療保険証 } お持ちの人	

## 国民健康保険・国民年金の手続き

場 保険年金課、各支所(御調は御調保健福祉センター)

こんなとき	必要なもの	問い合わせ先
他の市町村から転入した	本人確認書類	(国保)☎0848-38-9142 (国民年金)☎0848-38-9143
職場の健康保険をやめた	職場の健康保険の資格喪失証明書	
職場の健康保険の被扶養者から外れた	職場の健康保険の被扶養者から外れた証明書(被扶養者資格喪失証明書)	
子どもが生まれた	母子健康手帳、印鑑	
他の市町村へ転出する	保険証	国民年金課
職場の健康保険に加入した	国保と職場の健康保険の両方の保険証	
職場の健康保険の被扶養者となった		
国保の加入者が死亡	保険証、葬祭執行者の通帳・印鑑 葬祭執行者を確認できるもの(会葬礼状・埋火葬許可証(控)等)	
住所・世帯・名前の変更	保険証	38-9143
保険証をなくした	本人確認書類	
修学のため、子どもが他の市町村へ転出する	保険証、在学証明書、学生証など マイナンバーカードか通知カード	
職場の厚生年金をやめた	職場の健康保険の資格喪失証明書、年金手帳	19143
厚生年金加入の配偶者の扶養から外れた	職場の健康保険の被扶養者から外れた証明書(被扶養者資格喪失証明書)、年金手帳	

## 休日にも転入・転出などの手続きができます

☎ 3月31日(日)、4月6日(土)  
8:30～17:15

場 市民課、因島総合支所市民生活課

内 ○住民異動届の受け付け(転入・転出・転居など)  
○印鑑登録、住民票・印鑑証明書・戸籍証明書・身分証明書などの発行  
○戸籍届の受け付け(婚姻や出生など)  
※後日審査の場合あり。  
○パスポートの受け取り※申請不可。  
○マイナンバーカードの受け取り(暗証番号設定済みのカード限定)  
※住所地に依じた支所で保管しています。移送が必要ですので、受け取り希望日直前の水曜17:00までに市民課へご連絡ください。  
○所得に関する証明※納税と資産に関する証明は除く。事前に担当課(収納課☎0848-38-9172、因島瀬戸田市市民税係☎0845-26-6227)へご確認ください。

※一部取り扱えないものもありますので、不明な点は事前にお問い合わせください。  
※住所変更にもなう年金・国保等の手続きは、後日担当課で行ってください。  
場 市民課(☎0848-38-9102)  
因島総合支所市民生活課(☎0845-26-6208)

## 多量の引っ越しごみはごみステーションに出せません

分別して直接施設へ持ち込むか、収集運搬許可業者に依頼してください。

■転入や転居した人へ  
市内でも地域によって収集日や分別が異なります。ごみ分別ガイドブック等でご確認ください。  
■マンション・アパートなどを管理する人へ  
収集日とごみの分別ルールを入居者に周知してください。収集日の日程表等をお渡ししますので、ご連絡ください。

場【尾道・御調・向島地区】  
清掃事務所【収集】(☎0848-48-2900)  
衛生施設センター【持込】(☎0848-48-2900)  
【因島地区(原・洲江含む)】  
南部清掃事務所(☎0845-24-0432)  
【瀬戸田地区】南部清掃事務所瀬戸田分所(☎0845-27-0454)

## 土曜に水道使用開始・中止の電話受付を行います

☎ 3月23日、30日の土曜 8:30～17:15  
場 水道局庶務課(☎0848-37-9300)